

障害児福祉手当
特別障害者手当 被災非該当通知書
(福祉手当)

氏名	
住所	
被災状況非 該当の理由	

年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり支給
停止を解除することに該当しませんので通知します。

年 月 日

野田市福祉事務所長



様

◎ 翌年8月以降に再び 障害児福祉手当
特別障害者手当 を受けようとするときは、翌年の8月12日から
(福祉手当)

9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。